

令和3年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

令和3年9月9日(木曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番 於 久 弘 治
 2 番 毛 利 洋 子
 3 番 中 尾 勉
 4 番 黒 田 健 一
 5 番 井ノ口 憲 治
 6 番 阿 部 輝 之
 7 番 土 谷 信 也
 8 番 成 重 博 文
 9 番 中山田 健 晴
 10 番 松 本 博 彰
 11 番 河 野 徳 久
 12 番 安 東 正 洋
 13 番 北 崎 安 行
 14 番 河 野 正 春
 15 番 菅 健 雄
 16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|---------|
| 事務局 長 | 安 田 祐 一 |
| 次長兼議事係長 | 大 塚 栄 彦 |
| 総括主幹兼庶務係長 | 黒 田 祐 子 |
| 主 事 | 今 村 董 花 |

○説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|----------|---------|
| 市 長 | 佐々木 敏 夫 |
| 副 市 長 | 堤 隆 |
| 市参事兼総務課長 | 佐 藤 之 則 |
| 市参事兼財政課長 | 飯 沼 憲 一 |
| 企画情報課長 | 丸山野 幸 政 |
| 地域活力創造課長 | 小 野 政 文 |
| 税 務 課 長 | 田 中 良 久 |
| 市 民 課 長 | 黒 田 敏 信 |

| | |
|-----------------|---------|
| 保 険 年 金 課 長 | 大久保 正 人 |
| 社 会 福 祉 課 長 | 田 染 定 利 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 水 江 和 徳 |
| 健 康 推 進 課 長 | 清 水 栄 二 |
| 人権啓発・部落差別解消推進課長 | |

| | |
|-------------------|---------|
| 後 藤 史 明 | |
| 環 境 課 長 | 尾 形 稔 |
| 商 工 観 光 課 長 | 河 野 真 一 |
| 農 業 振 興 課 長 | 川 口 達 也 |
| 耕 地 林 業 課 長 | 早 田 博 昭 |
| 農 業 地 域 支 援 室 長 | 首 藤 賢 司 |
| 建 設 課 長 | 永 松 史 年 |
| 都 市 建 築 課 長 | 清 水 英 文 |
| 上 下 水 道 課 長 | 本 田 督 二 |
| 地域総務二課長兼水産・地域産業課長 | |

| | |
|---------------------|---------|
| 阿 部 幸 喜 | |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 佐々木 真 治 |
| 選挙管理委員会・監査委員事務局長 | |

| | |
|-------------------|---------|
| 藤 重 深 雪 | |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 塩 崎 康 弘 |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 榎 本 賢 二 |

教育委員会

| | |
|----------------|-------|
| 教 育 長 | 河 野 潔 |
| 教育総務課長兼地域総務一課長 | |

| | |
|-------------------------|---------|
| 植 田 克 己 | |
| 学 校 教 育 課 長 | 衛 藤 恭 子 |
| 文 化 財 室 長 | 板 井 浩 |
| 総 務 課 参 事 兼 総 務 法 規 係 長 | 近 藤 直 樹 |
| 主 幹 兼 秘 書 係 長 | 江 島 信 之 |

○議長（北崎安行君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。

委員長に3番、中尾 勉君、副委員長に4番、黒田健一君、以上のおおりであります。

○議長（北崎安行君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、7番、土谷信也君の発言を許します。

7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） おはようございます。議席番号7番、豊翔会の土谷信也でございます。通告書

9月9日

に基づき一般質問を行います。

新型コロナウイルスのワクチン接種が進む中でも、感染拡大の収束の兆しが見えず、第一線で奮闘されている医療従事者の皆様に対し心から感謝を申し上げますとともに、感染されました方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

今回、2項目について質問をさせていただきます。

それでは、まず最初は東九州自動車道へのアクセス等について質問をします。この件は、平成27年の9月議会で、本年3月21日に東九州自動車道の県内部分が開通したということで一般質問をしましたが、当時の永松市長の答弁では、東九州自動車道から豊後高田へのアクセス道路を私は国道10号と位置づけ、宇佐インターチェンジから本市までの国道に豊後高田市への案内標識を新たに6か所整備し、本市への経路を分かりやすくすることができ、効果的なアクセス対策を講じることができた。もう1つのアクセス道路としては、県道中津高田線の改良も最も重要であるというお答えでありました。

そこで、1点目の質問ですが、佐々木市長は本市と東九州自動車道とのアクセスについてどのようにお考えなのかお伺いをします。

2点目は、県道中津高田線の4車線化であります。中津市内はほぼ完了し、宇佐市内でもかなり工事が進んでおりますが、豊後高田市内の計画はどのようなになっているのかお尋ねをします。

3点目は、宇佐国見高規格道路の計画は完全に没になってしまったのかどうかをお尋ねします。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 土谷議員の質問にお答えいたします。

東九州自動車道へのアクセス道についてお答えいたします。東九州自動車道の開通により、福岡県北九州市を起点とした大分・宮崎の各県を結ぶ東九州地域を含めた新たな九州の循環型ネットワークが形成されました。これにより、福岡、東京、大阪など全国とを結ぶ利点も得られ、人や物の流れが飛躍的に向上し、地域の経済・観光・生活に大きな発展をもたらしていると思われま。

本市にとりましても、この東九州自動車道により、物の流れにおいて、他の産業・工業・地域と連携ができ、人の流れにおいては、九州圏内をはじめ、全国どこへ行くにも短時間で行くことができ、観光交流などにも広がりを見せております。

また、本市の経済循環の潤いにつながる立地企業や商工業・農業・サービス業、あらゆる分野の販路拡大の増加にもつながったものと感じております。

しかしながら、宇佐インターチェンジからのアクセス道路につきましては、国道や県道中津高田線が主要な道路となっておりますが、依然として立ち後れており、高速交通体系から大きく取り残されているのが現状であります。

本市のこれまでのアクセス道路への取組といたしましては、宇佐国見高規格道路実現に向けて要望活動や、通常では設置が困難であった東九州自動車道に案内標識を設置していただいたことなどございますが、しかしながら、この宇佐国見高規格道路につきましては、現状では候補路線にさせていただいておりますが、費用対効果の上で、現在、事業着手には至っておりません。

そういう中において、非常に困難な状況になっているところではありますが、それまでの代替となるアクセス道路として、国道213号、県道中津高田線の改良事業に対する働きかけを行ってきたところでもあります。これらの道路ネットワークの整備は、産業の振興、地域の活性化や生活などに大きな効果をもたらす重要なものと認識しておりますので、これまでのアクセス対策の取組に加え、人口増施策や新たな観光振興などへつなげていくためにも、さらなる道路ネットワーク整備の取組が重要になってくると考えております。

地理的にアクセスが乏しい本市において、東九州自動車道との道路ネットワークは必要不可欠でございます。また、高速道路へ直接アクセスができることは、誰もが願っていることと思っております。そのアクセスの一つとして私の思い描く将来的なビジョンは、宇佐インターチェンジから宇佐神宮を經由し、豊後高田市に至るまでの間を連絡する自動車専用道路が整備されることであります。

なお、宇佐国見道路の先行道路として、臼野、堅来、小池隧道まで現在整備されています。そのようなことから、宇佐インターチェンジから豊後高田市までの道路が完成すると、宇佐国見道路の90%が完成したようなものだと思っております。

ただ、この構想を具体化していくには、本市だけの取組では非常に難しいところがあります。関係する宇佐市との連携を図っていく必要があり、また、両市の機運も高めながら、段階を追って大分県にもご協力をいただけるよう、実現に向けて努力してま

いりたいと考えております。

○議長（北崎安行君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、市内へのアクセス道のうち、県道中津高田線と宇佐国見高規格道路についてお答えします。

まず、県道中津高田線につきましては、大分北部中核工業団地とダイハツ九州株式会社や、その周辺の自動車関連工場等を結ぶ物流経路の定時制確保、県北地域の広域周遊観光の振興など、市民生活・産業・観光のあらゆる面で非常に効果ある道路として、現在、中津市域で4車線化の整備が行われているほか、宇佐市域においても事業が進められているところでもあります。

議員ご指摘の市内水崎地域から高田方面までの整備計画ではありますが、県に確認しますと、現在、柳ヶ浦バイパス工事に事業着手しており、現時点において具体的な整備計画までは立てられていないとのことでもあります。しかしながら、市としましては、高田方面からのアクセスも強化することで、県北地域一体としての事業効果が出てくるものと考えておりますので、改めて整備に向けての要望を県に行ってまいりたいと考えています。

次に、宇佐国見高規格道路の計画につきましては、平成10年に候補路線に指定されて以降、度重なる要望活動を行ってまいりましたが、計画路線への格上げには至っていない状況が続いています。東九州自動車道が開通され、高速交通ネットワークへのアクセスへの必要性は高まっているものと考えておりますが、現状において早期実現が難しい状況となっております。

地域高規格道路としての宇佐国見道路は事業化されていませんが、既に国道213号の臼野、堅来、小池地区までの区間において、地域高規格道路の機能を代替するバイパス整備に着手いただいているところでもあります。宇佐国見高規格道路の計画が廃止になったものではございませんが、将来的には、この区間が宇佐国見道路として活用されていくことも想定しながら、引き続き実現に向け、関係機関に働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） では、再質問をさせていただきます。

市長、東九州自動車道へのアクセスについて答弁ありがとうございました。この質問は、実は、市長

答弁の最後のほうに述べられました私の思い描く将来的なビジョンということをお聞きしたくて質問をしました。

佐々木市長は、県議会議員時代、高田土木事務所管内中心の道路改良の基本であるルートの決定は、ほとんどご自身が指導され、機能的にも優れたすばらしい道路が改良・新設されました。また、間もなく開通されます国道10号から農業公園インターチェンジまでの県道の改良工事にも指導をされたと聞いております。このことは、県土木建築部の専門の技術職員や、県下のコンサルタントの誰もが認めることであります。佐々木市長の在任の間、将来の豊後高田のために大きな夢のある絵を描いてみませんか。きっと宇佐市もそのすばらしさに賛同すること間違いのないと思いますよ。

県議会議員30年、市長が5年目。あとどのくらいお続けになれるか分かりませんが、政治人生の集大成として、宇佐国見高規格道路に代わる自動車専用道路、佐々木道路を計画してはどうでしょうか。佐々木市長の思いを改めて伺います。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 議員からの再質問についてお答えさせていただきます。

宇佐国見、要するに東九州自動車道から豊後高田までということには、このルート決定、費用対効果、本来国道10号のバイパスが東九州自動車道という形になります。そういう意味合いから、東九州自動車道から国道10号まで、これは国土交通省の直轄事業として行われます。例を申しますと、速見インターから空港バイパスについて、国道10号を通ってしまうまでは、国土交通省の事業でやっております。それから先の空港までは、県道糸原杵築線と道路公社の有料道路ですることと実施しております。この形と豊後高田市の宇佐インターと高田を結ぶ道路は、全く同じであります。

ただ、宇佐神宮のほうは八幡社の総本山ということで、一時は250万人ものお客さんをお迎えしておりましたが、今現在120万人ぐらいにお客さんが落ち込んでおります。そういう活性化も含めて、宇佐インターから下拜田の裏を通して、東上田が宇佐神宮の西側につける道路をやるのが望ましいと思います。

また、その国道10号を通過するところまでは、国道213号の宇佐駅につながっておるバイパスとして213号をその自動車専用道路として活用すれば、市町村負担もほとんどなくできるのではないかなと、こ

9月9日

う思っております。

そういう意味の事業であります。用地の95%以上は宇佐管内であります。宇佐市を中心に中津、豊後高田がサポートしながら、商工会、市議会、皆さんの力を借りて県に陳情し、実現に向けて努力していかねばと。

このバイパスが宇佐国見の大部分の事業費を賄っております。そういう意味では、このバイパスを造ることが、宇佐国見の完成につながるものと認識いたしております。今後ともご指導のほどよろしく願いたします。

○議長（北崎安行君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） すばらしい佐々木市長のお話を聞かせていただきました。佐々木市長なら必ずできると思いますので、ひとつしっかり動いて、宇佐市にも指導していただきまして、この夢の道路を実現していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いたします。

2点目の県道中津高田線の整備計画については、引き続き要望をしていただきたいと思います。

3点目の宇佐国見道路についても、ほぼ期待はできない、今、佐々木市長のお話の道路ができれば一番いいんですけど、この管内のルート213の整備はしっかりやっていただきますようお願いをします。

以上で道路関係を終わります。

次に行かさせていただきます。

次に、市内設置の防犯カメラについて質問します。

この件についても、平成26年の6月議会で私から質問をさせていただいておりますが、その経過をお尋ねしたく、再度の質問であります。

最近のテレビのニュースや新聞の記事で、人が傷つけられたり、殺されたり、高級車が盗難に遭うなど、凶悪な犯罪が日常のように報道されています。それも特定の場所ではなく、路上であったり、公園であったり、様々な場所で悲惨な事件が起きています。

そのような中、犯罪捜査で科学技術が威力を発揮し、防犯カメラの映像が決め手となって、重要事件の犯人が逮捕されることが増えてきています。本市のような田舎で凶悪事件が起こるとは思えませんが、また、そのようなことが起こらないことを願っております。しかし、いつ突発して事件が起こるかも分かりません。市民の生命を守る、特に子どもたちや女性を犯罪から守るといふ犯罪抑止力の観点からも、防犯カメラの設置は重要なことと考えております。

そこで、4点について質問をします。

1点目は、本市で過去5年間でどのくらいの犯罪件数があったのか、また、その内容についても分かる範囲で教えてください。

2点目は、本市の防犯カメラの設置状況と、今後の設置計画についてお尋ねします。

3点目は、企業もしくは個人で防犯カメラを設置する場合、何か規制があるのか教えてください。

4点目は、事件・事故が起こった場合、防犯カメラの映像分析が必要になったときは、警察、公共、個人がどのような連携を取って捜査に協力していくのか、分かる範囲で教えてください。

○議長（北崎安行君） 市民課長、黒田敏信君。

○市民課長（黒田敏信君） それでは、防犯カメラについてのご質問にお答えいたします。

最初に、本市における過去5年間の犯罪件数についてであります。豊後高田警察署の資料によりますと、当管内の過去5年間の全刑法犯の認知件数は、平成28年39件、平成29年47件、平成30年38件、令和元年30件、令和2年44件となっております。内訳といたしましては、全犯罪の7割は窃盗犯で、その主なものといたしましては、万引き、車上狙い、自転車の盗難、置き引き、さい銭狙いなどが発生しております。

次に、本市の防犯カメラの設置状況及び今後の設置計画についてお答えをいたします。

本市の付けた防犯カメラの設置状況でございますが、現在、公共施設のうち、公園が3か所で15基、学校等の教育施設が3か所7基、消防署と2庁舎で37基、その他が4か所19基を設置しており、全体として13か所78基を設置しております。

また、今後の設置計画であります。今のところ市が設置する予定はございません。しかしながら、現在、豊後高田ライオンズクラブ様より、防犯カメラのご寄贈について大変ありがたいお話をいただいております。設置数などはまだ未確定でございますが、市内主要交差点付近や小中学校への設置をご検討いただいております。現在、関係各課も含め、先方との協議を進めているところでございます。

次に、企業もしくは個人で設置する防犯カメラに対する個人情報保護等の規制についてでございますが、市内でも商業施設や金融機関、駐車場等、それから一般の方々のご自宅などにも防犯カメラが設置されております。そうした設置者へ適正な管理をしていただくために、大分県では、防犯カメラの設置

及び運用に関するガイドラインが作成されております。

本ガイドラインでは、設置場所、撮影範囲、カメラ作動中の表示や管理責任者等の指定、設置者の責務、撮影画像の適正管理など、設置者として事前に定めるべきルールが明確化されております。

本市といたしましても、現在、市が設置・管理する防犯カメラについて、個人情報保護条例はもとより、本ガイドラインに基づいた管理及び運用についての要綱を定めております。

4点目のご質問にある、市内で発生した突発的な事件・事故等に対する捜査協力についてでございますが、重大なケースで警察等から情報提供を求められた場合には、本要綱に基づき、管理者等が立会いの下、身元確認などを行った上で、提供する内容を記録するなど、プライバシーの保護に充分配慮しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上のことから、本市といたしましても、防犯カメラの設置につきましては、犯罪等の抑止効果がありますが、個人のプライバシー等も十分に考慮しながら、市民の方々が暮らしやすい安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 7番、土谷信也君。

○7番（土谷信也君） では、再質問をさせていただきます。

犯罪件数が、前回の質問の平成21年から25年までの5年間で506件、平成28年から令和2年までの5年間で198件と4割ほどに減少していますが、これは、社会情勢の安定と警察官の犯罪防止への取組の強化、それと、防犯カメラの普及によるものではないかと思われませんが、このまま減少していくことを強く望むところであります。

2点目の防犯カメラの設置状況については、現在、かなりの台数を増設していただいております。ライオンズクラブからの寄贈については、先般、高田警察署にお伺いしまして、防犯カメラ等について署長と刑事課長とお話をさせていただいた際に、本署が寄贈していただくライオンズクラブとの設置する地域と、設置位置や管理等のお世話をさせていただいたこととありました。警察署が独自に防犯カメラを設置することはできないので、非常にありがたいと言っておられました。事件の解決や抑止力のためにも、より多くの設置が望ましいと署長も言って

おられました。

2点目の再質問として、署から市へ設置の要望や犯罪抑止のための協議等は、どのように行われて連携を取っているのかお聞きします。

次の3点目、4点目併せた質問になると思います。防犯カメラの設置及び運用に関する個人情報の保護やガイドラインの徹底は、市が設置・管理するのは市ができますが、一般企業や個人が設置した防犯カメラについては、管理責任者に対し誰がどのように指導されているのか、お聞きをします。まとめて答弁をお願いします。

○議長（北崎安行君） 市民課長、黒田敏信君。

○市民課長（黒田敏信君） それでは、警察署との連携についての再質問にお答えいたします。

警察署から突発的な事件・事故等に対する捜査協力として、カメラの映像等の情報提供依頼があった場合には、要綱に基づき、個人情報に充分配慮した上で慎重に情報公開するなど、犯罪解決に向けた連携、それから協力を行っております。

なお、署から市への防犯カメラの設置についての要望は、今のところ伺っておりません。

次に、一般企業や個人が設置する防犯カメラの規制についての再質問でございますが、一般の方々や所有する個々の工場や店舗等に設置する防犯カメラについての規制はございません。全国的に見れば、一部で公共の場に限り、行政に加え、自治会や商店街なども含めて、運用基準の作成や設置の届出を条例で義務づけているところもございますが、その場合でも、一般の個人や事業所は対象外となっております。

一般的にこうした防犯カメラの猶予性は認められているものの、プライバシーの侵害になるケースも考えられますので、設置される方には県の設置及び運用に関するガイドラインを活用していただき、適正に管理していただきますよう周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（○7番（土谷信也君） 以上、終わります。ありがとうございました。）

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

最初に、コロナの感染を抑え込み、そして、市民

9月9日

の命や暮らしを守るために、日夜献身的にご尽力していただいております市長をはじめ、職員の皆さんに感謝を申し上げます。

なお、全国的にも医療が逼迫する大きな問題になっておりますけども、市内の医療従事者をはじめ、コロナ関係で従事されてる皆さん、献身的な連日のご奮闘に対して心から感謝を申し上げて、質問に入りたいと思います。

時間が質問・討論・答弁含めて1時間ですので、もういつも時間が足りなくて残念な思いをするんですけども、どうしてもこの場で聞きたい大事な問題に絞って質問をしておりますので、長い状況説明は要りませんので、結論の部分だけ市民に分かりやすい言葉で明確に答えていただきたいと思います。なるべく私も質問を短く分かりやすくやりたいと思いますので、答弁のほうも原稿は長々書いておられても、時間の関係がありますので、通告全部質問したいと思いますので、市長以下、執行部の皆さんのご協力をお願いして質問に入ります。

最初は、コロナ対策について7項目の質問です。

今朝の新聞によりますと、昨日、大阪で10代の男性が死亡。全国で10代の方がコロナで死亡したのは、今回が初めてです。そして、昨日は89人の死者が確認されておりますが、80人を超えるというのは3か月ぶりです。全国の死者が、昨日現在で1万6,562人となっております。大分県の場合は、昨日1人亡くなって、71人の方が亡くなっているようです。

それで、全国的には、ここ一、二週間、少し減少みですが、全く安心できる状況ではありません。政府の取組が問題ですけども、もうそれを今日、論評する時間がありませんのでしませんが、佐々木市長におかれましては、今の高田のコロナの影響の実態ですね。私の調査では、感染者は延べ76人だと思います。昨日、一昨日と徐々に抑えられておりますけれども、やはりもう短時間でいいですけども、やっぱりこういうように認識をしないと、市民の皆様にご協力したいんだということを、市長の言葉で訴えてもらったらと思います。

2つ目には、今、市民が関心持っているのは、全国で感染されても病院が足りず、自宅待機してる人が約16万人ということで、自宅待機をしるところで尊い命が失われたという事例も新聞・テレビで報道されています。大分県ではまだそういう例はないと思うんですけども、私を知りたいのは、市民の皆さんが知りたいのは、高田で全部でこれまで76人の

方が感染しておりますが、その中で、実際に入院した人が何人で、退院した人が何人で、今現在、何人の人が病院に入院してるんだと。しかし、今、感染が確認されても、いまだに病院に入院できないで自宅待機をしている人がないと思うんですけども、あるなら何人あるか。その辺、市民が一番関心持っていることですので、明らかにしていただけたらと思います。

3番目は、何よりも無症状の方を早く掌握して、早く措置する。これはコロナの感染を食い止める鍵になると思うんですけども、もちろんワクチン接種も同時に行うことですけども、この検査体制が、これも国の責任ですけども、大分県の場合、大分市、別府市、宇佐市では市独自でPCR検査や抗原検査センターをつくっておりますが、豊後高田においても何らかそういう、自分が心配になる方々が自由に検査ができるような体制をつくるべきではないかと思いますが、市長の考え方を聞きます。

ワクチン接種について資料でもらいまして、昨夜、全国の実態と比べてみましたら、豊後高田の場合、全国平均から見ましたら、それぞれ高齢者についても若い人についても、接種率が平均よりも大きく上回っています。その点は、担当者のご尽力に感謝申し上げます。それでも、今、全国的に起こってるのは、やっぱり若い人たちがワクチン接種が必要なんだけども、なかなかワクチン接種についていろいろデマが飛んであるもんだから、接種が遅れてると。しかし、変異株が猛威を振るっており、最近では若い人の感染者が多いし、若い人の重症者も増えてるということが大きな問題になっています。

それで、私は、ワクチン接種についても若い人に早く必要な方は接種をしてもらいたいと思いますが、その辺の課題についてどのような認識なのか。これも短くていいです。

もう一つの問題は、ワクチン接種については、どういう効力があるということ。それから、同時にこういう危険性、リスクがあるということも、やっぱり正しい情報を市民に次々と伝えていって、市民の判断でワクチン接種をする。これ強制的ではありませんので、任意ですから、そういう広報活動も、さらに徹底してもらったらと思います。

各市のホームページなどを開けてみましたら、市長のメッセージについても、何回もビデオメッセージで発信しとるところもありますし、こういう紙、プリントで分かりやすい形で出しております。そうい

うことも工夫しながら、みんなでどうやってコロナを封じ込んでいくのか、自分の身を守るためにどうすりゃいいかという、ワクチン接種のこともどうしたらいいかというように考えるような情報提供をしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

それから、6番目の問題は、これだけコロナが長引いておまして、もう特殊な事業だけじゃなくて、やっぱり市民全体に対して、いろんな形で影響が出ております。中でも、やはり飲食店、あるいは旅行業者などについても市内大変ですよ。県のほうも、営業時間の短縮した業者については支援制度をさらに続けることになりましたけど。豊後高田市の場合も佐々木市長の英断で、どこよりも早く家賃補助制度をつくって、前倒しで前金で払うようなすばらしい実績を上げています。これも2回やりました。それでも今なお大変な状況なので、やっぱり商業者については今どういう支援が必要なのか、商業者の要望を聞き取って、やっぱりまた市独自の新たな施策を講じると。前回6月議会で私が述べましたが、農業者や漁業者については、市独自のコロナ支援策が全くない。宇佐、中津の場合も、漁業者に対して油代ですね。燃料代の助成をする補正予算を出して、もう宇佐などは実行しております。

そういうことなどを含めて、やはり国のほうも新たにそれぞれの地方に対して交付税、臨時交付金を交付する方針になりましたので、その資金を活用して、商業者、漁業者、農業者などを含めて、どうやってこのコロナ危機を乗り越えるのか、命を守る、事業を守っていくかということをよく市長を中心に検討してもらって、新たな事業を起こしてもらいたいと思いますが、どう考えるか。

最後は、国に対する要望なんです。この問題というのは、国の問題ですね。とうとう菅政権では、もう無為無策と。もう後手後手で、全く科学性のない方針、説明不足、あるいは何もかにも自己負担、自己責任を押しつけるようなやり方で、とうとう国民から追い詰められて辞任することになりました。

それで、私は4つの点を国に、今、市長から意見を上げてもらったと思いますが、一つは、まだ原則自宅療養という方針は方針撤回してないんですよ。これを公式撤回させて、国の責任で入院病床を確保して、全ての患者が、入院したいという希望者は全部病院に入れるようにする。それが一つ。

それから、いつでもどこでも何度でも国の責任で大規模検査ができるようにする。

3つ目には、全ての医療機関に対して減収補填をやり、医療で働いてる皆さんの待遇改善をやる。

それから、持続化給付金や家賃補助、そして一人10万円の個人給付金などについても、改めて国民に給付するというぐらいのことをやって、この難局を乗り越えるべきでありますので、できるかできんかというのは国次第ですからね。できたら、今度の総選挙で政権交代を勝ち取って、こういうことができるような新しい政権をつくりたいと思っておりますけれども、市長としても、市独自の努力が要りますけれども、それだけでは限度がありますので、国の政治を変えるために、国に働きかけてもらいたいと思いますが、見解を求めます。

以上です。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 私から、新型コロナウイルス対策のうち、新型コロナウイルス感染状況の現状認識についてと政府への要望事項についてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染状況の認識についてでございますが、国の緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の対象地域が拡大し、大分県内においても100人以上の感染者が連日続くなど、第5波と言われるように感染者が急増してまいりました。

本市でも8月8日以降、9月8日までの間、44人感染者の報告があり、事業所に勤務する方を中心とする会食でのクラスターの発生など、引き続きウイルスに対する警戒は必要であると感じているところであります。そうした中、先月25日には、私から市民の皆様に向けて個人はもとより、家族や職場での感染予防の取組について緊急メッセージによるお願いを行ったところでございます。

市民の皆様には、引き続き感染予防に努めていただきますよう、お願いいたします。

次に、様々な施策について国への要望でございますが、感染者の入院病床の確保体制やコロナ禍における医療機関の減収補填と財政支援、医療従事者への待遇改善等については、これまでも全国市長会から国へ要望してきたところでございます。

また、再度の持続化給付金などにつきましては今後も国の動向を注視してまいりたいと思っておりますし、必要なことにつきましては全国市長会を通じて要望してまいりたいと思っております。

その他の質問につきましては、担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

9月9日

○議長（北崎安行君） 健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） それでは、私からは新型コロナウイルス対策のうち、感染者の入退院者等の現状についてお答えいたします。

感染者の市町村単位での入退院の状況や現在入院者、自宅待機者数等につきましては、県において非公表であるとされております。しかしながら、現状では、感染した方への入院や宿泊療養等については適正な医療の提供がなされていると伺っておるところであります。

次に、抗原検査センターやPCR検査センターの本市での開設についてでございますが、本市での検査体制につきましては、市医師会が運営しておりますPCR検査検体回収センターや市内医療機関等において抗原検査等が行われている状況でございます。市内での感染状況は、数名の感染者の報告はあるものの、8月以降、本市で確認されている感染者の感染経路不明者の割合は全体の3分の1で、感染経路を北部保健所豊後高田保健部においてほぼ追跡可能な状況であると伺っております。

大都市のように、経路不明の感染者が増えているという状況ではないため、無症状者に対する抗原検査センターの設置については、費用対効果の面からも現時点では本市での開設については考えておりません。市民の皆様には、引き続き基本的な感染予防策の徹底を行っていただきますよう、お願いいたします。

次に、ワクチン接種の現状と課題についてお答えいたします。

本市でのワクチン接種の現状につきましては、国から示された優先接種順位に従い、4月の医療従事者から順次接種を実施し、現在、接種対象者全体に当たる満12歳以上の方の接種を実施しているところであります。

現在の進捗状況であります。9月7日現在、接種対象者である満12歳以上の2万402人のうち1万5,913人、78%の方が1回目の接種を終え、うち1万2,638人、61.9%の方が2回目の接種を完了したところであります。

なお、県内でも感染者の多い40歳未満の若年層の1回目の接種率が、9月7日現在で53.5%となっており、学校または仕事により平日の接種が困難な方がおられることから、本市においては8月29日から10月24日までの毎週日曜日に健康交流センター花いろにおいて集団接種を実施し、若年層への接種機会の

確保を図っているところであります。

今後につきましては、9月25日までに接種対象者全体の82.5%の方が1回目のご予約をいただいている状況であり、概ね10月末までに接種を希望する方の2回目の接種が完了すると見込んでおります。

次に、接種に係る効果と副反応等のリスクに関する情報の周知につきましては、接種券に同封、または、接種医療機関に設置しております説明書等で周知しているところでありますが、引き続きホームページ等を活用し、市民へ周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がないので1点だけ、市長のPCR検査や抗原検査センターを設けてやったらどうかということで、今のところはやらないということですけどね。宇佐市で実施していることはご存じでしょう。

実は、中津のおとこの議会での議論を聞いていましたら、市長自身が答弁しました。中津の市民の方も宇佐の抗原検査を無料で使用しているから、今度、話し合いをして負担金を中津が出して、これを続けてもらいたい。今のところ、宇佐市も12月まで続けることになりました。

昨日、我が党の議員がそうじゃないと、3月まで続けようという質問をしたけど、結果はまだ聞いておりません。よって、高田独自でできなければ、やはり必要な方が無料で検査できるように、宇佐の施設を堂々と使えるように宇佐と話し合いをして、中津と同じように負担金を出すから使わせてくれと。

大分まで行けば、大分の駅前でも無料でできるんです、買い物に行けば。大分までわざわざ行けないから、宇佐に行けば。中津の方は相当、宇佐の抗原検査を利用してございまして、無料ですから。そういう措置が市長の権限で何とか協議してできないか。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、河野真一君。答弁漏れが発生してますので、すみません。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、1点、答弁漏れがありましたので、お答えしたいと思います。

新型コロナウイルス対策についてのご質問のうち、感染拡大に伴う影響を受けている事業者等への本市独自の支援策についてお答えいたしたいと思っております。

デルタ株と言われます、新型コロナウイルスの変異種の全国的な蔓延により、飲食業、宿泊業、観光

業をはじめ、多くの事業者の方に大きな影響が出ておりました、かつてない厳しい状況が続いております。

こうした状況に対応するため、国では毎月の売上げが前年または前々年に比べ5割以上減少した事業者に対する支援の月次支援金、県では、今年の5月と6月の売上げが前年、前々年に比べ3割以上減少した事業者に対する支援の事業継続支援金という制度がありまして、今後、8月、9月を対象にして第2弾を実施する予定となっております。

これらの支援金につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の影響で売上げが減少した事業者をはじめ、幅広くを対象としておりました、業種の指定などはありません。その他、県では夜間営業の飲食店を対象に、8月20日から9月12日までの営業時間短縮要請協力金など様々な支援策を用意しております。

しかしながら、国の月次支援金や県の事業継続支援金の支援対象となる事業者は、売上げの減少率が国の事業では5割以上、県では3割以上となっております、それ以下の場合には支援の対象外となっております。

本市としましては、非常事態とも言えます今の状況を鑑みて、国・県の支援を受けられていない事業者を含めて、売上げが大きく落ち込んでいる事業者の方に対する市独自の新たな支援策を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 議員さんからの抗体検査についての設置、その他協力をしながら、その対応をすべきではないかというご意見ですが、抗体検査を受けたら感染予防になるということとは違いますし、今現在かかっているか、かかっていないかという検査だと思っております。

抗体検査を受けて、陽性になっていないから大丈夫ということで安易な交流、人流、または会食等につながるようなことがあると、感染拡大に逆にコロナが蔓延の方向に走るのではないかというようなことも含めて、しっかりとコロナ対策を豊後高田市で取り組んでいくということで対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長、今の私の再質問は、抗原検査を宇佐市でやっているけども、これを宇佐

市民だけじゃなくて豊後高田の方も行って、中津の方も大勢行っています。それでも、それを豊後高田市も堂々と使えるように一部負担金を出すようにしたらどうですかという質問なんですよ。だから今の市長は、抗原検査の必要性そのものを否定した発言だと思います。

だったら、大分市が延長、延長という形でどういう効果があったかというと、新聞に載っているでしょう。宇佐でも抗原検査で反応は、もう、すぐその場で出ますから、その方は病院に行って、保健所を通じてPCR検査をやるんです。そのために早期発見できたという事業効果を上げているんです。上げているから、延期をするようになっていくんです。上げているから、中津市も堂々と使いたいために負担金出すから、堂々と使わせてくれという交渉をしているんです。それを、佐々木市長は、そんな抗原検査は必要ないと、ないんですか、今。科学者が科学的に見て、それはないんですか。それはおかしいんじゃないですか、認識が。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 今、私は抗原検査を豊後高田市でそこまでやる必要はないという考え方の中で言っていますので、費用を出して一緒にやるべきではないかという議員さんのお答えとは逆の方向だと思っております。

PCR検査も検査方法ですし、抗体検査も検査方法の早期発見につながることで、また、逆に陰性であったからという安心感が、また感染の拡大につながるという、そういうことを考え合わせた時に、豊後高田市の中でやるよりも今のコロナ対策のほうに重点を置くほうがいいだろうと、こういう解釈で費用を出して宇佐市、大分市に参加するということは考えておりませんという、こういう答弁をさせていただいております。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がありませんから、この論をしてもしょうがないから、基本的には国がやることですからね。

あと、市独自の支援策について、今、商工観光課長から商工観光面については答弁があったんですよ。私は、あと米価のことでも述べるけれども、漁業者について宇佐、中津では燃料費の一部を助成したと。そういうことを前回から提案して要求しているけども、豊後高田市でも実施すべきじゃないですかという市長の考え方を聞いているんだけど、答弁がない

9月9日

んですけど、どうなんですか。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 議員さん、宇佐市、中津市、いろいろな市はコロナ対策やその対応は、それぞれ個性ある対応をしておると思っております。豊後高田市の取組ほど宇佐市、中津市がやっておるとは思っておりません。いいとこ取りじゃなくして、高田は高田でしっかりと取り組んでおるということを理解をしていただきたいと。

全国の個性ある取組を全て、この小さな豊後高田市で財政面でも対応できるはずがありませんので、そこは財政としっかり協議をさせながら、また、より良い効果がみんなに与えられるような方向で協議をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） そういう議論では、市民が納得しないと思います。漁業者、農業者についても何らかの支援策をやるという形で担当課も頑張ってもらいたいと思うんです。

私は、何でもかんでもやれなんて言ったことは一度もありません。この中津や宇佐の予算額も調べておりますけど、やろうと思っただけでもやれることです。やるお金がないんじゃないんです。やる気があるかどうかが問われますので、さらに引き続き検討してもらおうことを要求しておきます。

次は、いじめ対策の問題で6項目出しているんです。これも簡潔に、もう答弁簡潔にお願いしたいと思います。

一つは、市長に対してです。まず、私は、本市の中学1年の女生徒がやっぱり自宅で貴い命を失うという本当に悲しい出来事ができまして、改めて勉強すればするだけ、私も政治家の一人として責任を感じています。亡くなった子どもに対して申し訳ないと思っております。そういう気持ちです。

何で私たちが早くその予兆に気がつかなかったのか、なぜ、学校や教育委員会や私どもも問題にして早く対策が打てなかったのか。改めて、その生徒のご冥福をお祈りしたいと思いますし、ご家族の——もう本当に今回、第三者委員会の調査報告を受けて、なおご家族は改めてショックを受けておりますけど、本当に私は申し訳ないと思います。

私は、6項目質問するのは、何よりも、この痛ましい事案から教訓を引き出して、再び、この教育のまち豊後高田市で犠牲者を出さないと、早くいじめを発見して早く取り組んで、それこそ市民ぐるみで

知恵を出し合いながら取り組んでいくというために議論をしたいんですよ。

それで一つの問題が、第三者委員会の調査報告が出まして、もらいました。読んでみて、もう私は愕然としました。全国で公表されているものも全て、今、取り寄せて毎晩読んでおりますけれども、豊後高田市の調査報告書が最低です。

まず、保護者から、いや、私から見たら、あるいは市民から見ても、今度の子どもの自殺に対していじめがあったか、なかったかということで関心を持たれていましたね。結果は、学校のいじめや学校の対応には、いじめとの関係は因果関係が見られない、ないんだという結論ですよ、これは。

いじめがあったのは、社会現象、今、言ったコロナの問題であって、コロナの関係で全国的に有名人が自殺をしていると。あるいは、小中学生も昨年に比べてみたら倍ほどあるから、それが事情じゃないかと。あるいは、おばあちゃんが亡くなったからだと。あるいは、コロナによって勉強時間の関係もあって、なかなかついていけない問題もあるというようなことで、こちらを推定するようになったんです。推定するというなら、いじめも含めて推定すると、なかなか確定することができないというなら、それは納得できるんです。

それで、遺族は学校の調査には納得できなかった。第三者委員会の調査に期待をしておったけれども、期待外れ、いわゆる打撃がまた重なったんです。今度は、市長が立ち上げる第三者委員会、メンバーを替えた第三者委員会に期待を持っているんですけども、市長は、この報告書を受け取って教育長から説明を受けて、保護者の立場に立った、本当に保護者に寄りあう、そして、今後、再発防止につながるような報告書だというように認識をしているのか。いや、保護者が要求してきているように、再調査を必要というように考えているのか、その辺の見解を求めます。もう短い言葉でいいです。

次は、当事者がいじめがあったということは、報告書の中で、去年の10月7日に学校側はいじめということ認めておるとなっているんですね。ずっと私は、いじめ防止推進法や国の指針、県の指針、豊後高田市の指針なども読み直してみましたけれども、問題は、10月7日ではなくて、もっと早い事態でいじめの兆候を学校側は察知しておったんじゃないかと。

早期発見、早期対応というならば、その子どもが

親に、もうクラブ活動でこういうことがあっているから、もう行きたくないということを言っているのは、もうずっと2か月前の話ですわね。その頃から予兆があったんじゃないかなと思えてならないんです。

それから、法律に基づいて、それぞれ市についてもいじめ防止の基本方針を出しておりますし、学校もいじめに対する基本方針を各小中学校つくっていますわね。この学校がどういう指針かと思ってホームページ開けるけども、ここの学校は出てないです。かく出ている大きな小学校のものを見ても立派なものをつくっていますね。

この自殺があった中学校では公開されておられません。で、分からないんですけども、市の基本指針を法律と比べてみたら、どうなっているかといったら、いじめが起こっていることを先生が発見したらすぐ、その先生でいじめがある、ないということ判断するんじゃないで、組織で各学校に常設の組織を設けるとなっていますね。組織において、そこで、集団検討をして、いじめを認定すれば、組織的にどうやっていじめを解決するためにやるかと。何よりも、「いじめを受けている児童生徒を徹底して守り通す」となっていますね、言葉としては。市の指針でも書いています。「いじめを受けた生徒を徹底して守り通す」となっているんです。

そして、両保護者、いわゆるいじめたほうの保護者、いじめられたほうの保護者に対しても事実関係を速やかに説明して、一緒になって保護者の協力を求めながら、このいじめ解決をするとなっていますね。

そして、なお、その学校の組織は、いじめが解消するに至るまで受けたほうの生徒の支援を続けていくと、その支援内容も、ちゃんと方針化して共有すると、職員の役割分担までして、そういうプランを策定して、確実にこれを実行せないかんということになっておるんです。

こういう取組が本当にやられておったら、貴い命を失うとこまでは行かなくて、何らかのもう元に戻って部活で楽しく部活ができたと思うんですけど。だけでも、そのことがどうであったかというのは、私たちは分からない。調査報告見ても全く書かれていないんです、そこが。そこを調査をされていないから、私は疑問に思っています。

これは、この、今、私が述べたところについては、全部記録に残すようになっています。法律も市の指

針も、記録するとなっているんですよ。その辺のこの子が、この子のことでいじめと気がついて、いじめと認定をした。その後の対応について、本当にこの子の命を守り抜くと、徹底して守り抜くということでやられておるのか。保護者に聞いてみたら、保護者は、この子、うちの子どもがいじめられておったということが分かったのは、あの調査報告書を読んだ段階で初めて知ったというんです。

今まで学校調査に来て、いじめはないないと言われたと。それで、納得できないので、第三者委員会を頼んだと。第三者委員会の先生方も10月7日に認定したなどという話は全くない、途中で。報告書を見て初めて知ったというんです。

これは、第三者委員会がいじめを認定したんじゃないんですよ。いじめは、法律や市の指針、学校の指針に基づいて10月7日には決定しているんですよ。その決定したことを保護者にも伝えていない。保護者が知ったのは、報告書を見て初めて知ったというんです。それは、どういうことかということで、ここを明らかにしないと教訓にならないと思うんです。その辺は、私の指摘が当たっていないのかどうなのか、明らかにしてください。

それから、今回、自殺した後の話です。自殺した後を私なりにいろいろ勉強してましたら、子どもの自殺が起きた時の背景調査の指針というものが出されておまして、それは、職員が子どものことを知っているのは、もう親、家族、大半を学校で過ごしているから、学校の先生方が一番詳しいから、その学校の全職員を3日以内に事情聴取を――聞き取りと書いていますね、法律では。聞き取り調査をすることになっておるんです。ところが、今日見ましたら、1か月先ぐらいに終わったんです、調査が。

それが、第三者委員会でも2週間以後になったというふうになっていますけど、でない、そう遅れたら、憶測に憶測を重ねて先生がもう生徒のことを言えなくなってしまって、結局この調査もやっているけど、2週間以後、約1か月近くまでかかってやっているけれども、実際には、その先生方の調査から、聞き取り調査から、この子がいじめとの関係というような証言は全くなかったんじゃないですか、あったら、あったということを言ってください。

だから、これはもう形式的にやっただけで、そういうこの重大事態についてやっぱり学校側が直ちに調査して、やっぱり原因を科学的に解明をして今後に生かすという立場が足らなかったんじゃないかと思

9月9日

うけど、その辺どうなのか。

それから、遺族が言っているのは、こういうことを調べてもらいたいと、複数の方、何人と言いません、名前も全部実名を挙げています。聞いています、私は、複数の方は名前を挙げて、そこのところへ学校に呼んで調べたら、ほかの子どもたちや先生にも分かって悪いから、家まで行って親子でこういうことを調べてくれと頼んだんだけど、引き受けられども、後、返事があって、相手のほうがそれに対応できないということで、していないんですね。毎回要求したと、また1か月遅れで返事があったけれども、同じ回答で本当にどうだったかという話が全然親に伝わらないんだと、おかしいじゃないかと。

だから、第三者委員会に期待しておったけども、第三者委員会の先生方も、子どもはそんな権限がないと言って、先生はその子どもたちにも会っていないと。名前を挙げたけども会っていないというように言うんで、それは間違いですか。やっぱり亡くなった遺族の気持ちに寄り添った形の調査が要ると思うんですけども、いろいろ文書読んでみましたけど、そうなっていますよね、国の指針は。そう高田の場合なっていないんじゃないかと。

それで、あと5、6、あるんですけども、このところをはっきり教訓化しないと、3番目の、今後、児童生徒のいじめ防止対策に取り組むこと、それから、いじめ対策に取り組むことに生かさせないと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

以上です。

○議長（北崎安行君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 調査報告の内容及びいじめ問題再調査委員会の設置に対しての見解についてご質問にお答えいたします。

提案理由でも申しましたように、本市いじめ問題第三者調査委員会の調査が7月19日に終了し、翌日7月20日に教育長より概要報告を受けたところでございます。私といたしましても、中学生の自殺という痛ましい事案について事態を重く受け止めておりますし、ご遺族のご心痛も拝察しております。

今後の対応につきましては、しっかりと検証し、判断してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、大石議員のご質問についてお答えいたします。

当該生徒に対するいじめを認知した後の学校、

教育委員会の対応についてでございますが、当該学校では、本人から、部活動を辞めたいという気持ちを担任が把握した時点で、校内いじめ対策委員会において、現在のいじめの定義に照らして認知し、教育委員会へ報告しています。

いじめを認知したのち、学校は保護者、本人への聞き取りを行い対応しておりますし、教育委員会では学校からの報告を聞き、共有をしており、特に問題はなかったと考えております。

次に、背景調査の中での全教職員への聞き取りにつきましては、文部科学省の背景調査の指針で、原則として3日以内をめどに、できるだけ全ての教職員からの聞き取りが必要と示されております。しかしながら本件では、11月24日の事案発生翌日、捜査機関から死に至る原因を事件、事故など、多方面から調査中であることが伝えられ、学校関係者への個別聴取も実施されたために、12月1日に捜査機関からの捜査終了報告を受けて、翌12月2日から学校の調査に移りました。

また、事案発生後3日間は、大分県こころとからだの緊急支援チームによる教職員、生徒への面談聴取も行っており、該当学年部、部活動関係者等、関係のある教職員からは事案発生当日、情報収集しておりますし、随時、学校長へ当該生徒に関わる情報は報告する体制となっておりますので、改めての教職員への聞き取りは事案発生2週間後から行っております。

次に、学校のご遺族への対応についてでございますが、当該学校では、背景調査についてご家族のご意向もお伺いしながらでき得る限りの対応を行ったと考えております。特に今回の調査は、全ての生徒が心の痛みを感じている中での大変センシティブなものであり、二次的被害も考えられるために慎重に進めてまいりました。

次に、児童生徒の自殺防止の取組についてでございますが、第三者調査委員会からの提言に基づき、SOSの発受信能力を高める取組、自他の尊重や命についての人権教育の強化、相談窓口の充実、地域社会と連携した学びの場の充実に努めているところでございます。

学校では、日頃の健康観察やアンケート、面談などで悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努め、スクールカウンセラー等による支援などを組織的に行う体制を進めています。また、家庭における見守りを促進し、保護者が把握した児童生徒の悩みや変

化について積極的に学校に相談できるよう、日頃からの信頼関係づくりに努めているところでございます。

次に、小中学校のいじめ防止対策についてですが、集団全体にいじめを許さない雰囲気をつくっていくために、道徳や特別活動でのいじめ問題について考える学習、自分の気持ちを表現するコミュニケーションの力を高める活動、ストレスへの対処法を学ぶ学習などを行っております。また、各学校のいじめ防止基本方針を教職員、児童生徒、保護者、地域の方々と共有し、学校全体でいじめ防止に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今の答弁を聞いて、私は、これでは犠牲になった子どもが報われないと思います。残念です。私が聞きたいのは、調査報告書に期待をかけたと——私たちは分からないですよ、中身は。だから、調査委員会は調査してくれると思ったけども、調査報告の冒頭からは、学校、全生徒に対してアンケート、そして、延べ68人の生徒から事情聴取をやったと、こうなっているんです。新聞でもそう書いていますよ、そうやったと。

実際は、アンケート調査は、調査委員会やっていないでしょう。延べ68人の生徒から事情聴取してありますか。そのした内容は、ここに全然書かれていないんです。よその報告書ではデータ出しています。大分の再調査委員会においても35回会議やっていますけど、事情聴取を10日間かけてやっています。Aという生徒、Bという生徒、教員Aとこういうふうになっていますよ。それから、加古川のも36回会議していますけれども、事情聴取は22日間かけてやっています。生徒や保護者からも全部、それ記録になっています、今。

今度の調査報告書では、そういう調査をしていないんじゃないんですか。大分の場合、第三者再調査委員会でもしているよ、直接生徒に会っている、直接先生に会って事情聴取やっていますよ。そういう記録は全く書かれていないんです。そして、いじめと自殺は因果関係ないんだという結論だけで、後はコロナにかこつける。それは、あんたもう大変な問題じゃないですか。それやったら何も教訓ないですよ。

だから、私が聞いているのは、もう一回行きますよ。私が聞きたいのは、法律を読んでも、各学校に

いじめ防止の組織を常設するとなっているでしょ。それから、各学校にいじめ防止の指針をつくるとなっているでしょ。全ての学校がつくるとなっているでしょ、ですね。そして、いじめというのは、教員個人の判断ではだめですよ、その組織で議論をして、全職員の共有、保護者にもその内容を説明しよとなっていますよね。保護者というのは、全学校の保護者です。学校で、こういういじめがあっているということを、これは法律ではそこまで規制していないけど、私たちはそういう立場を取っていますけど。

しかし、何ぼ県の指針、文科省の指針を読み直してみても、高田の指針を読み直してみても、集団討議していじめと認定をした後は、いじめられたほうの保護者に対してその事実を言って、学校はこういう方針でいじめを解決するために努力をいたします。ご家族の皆さんもご協力くださいということを取りつけることになっているでしょ。いじめが解決するまで学校側が責任持つとなっているでしょ。そうなっているんだと言ったら、今、何か問題ないことを言ったでしょ。

いいですか、よその新聞記事見てください。全部、新聞で出されているのは、これ見てください、全部、私、調べましたよ。大分のもでも、「いじめ中学1年生自殺未遂、学校の防止策が取られていない」、その続きに書いておるのは岐阜県の中学校3年生、「学校は組織的に対応をしていない」ということが調査委員会から指摘されたんです。

高田の場合は、そんな調査をしたかどうかは全くないんですよ。私も分からないんです、それは分からない。分からないから聞いているんですよ。だから、分かっているのは、部活に大体6月頃入ったと。書いてあるのは、8月にはもう親に対してこうこうということ子どもが告げているということを書いているでしょ。けども、学校がいじめを認定したのは10月7日でしょ。8月の段階から本当は担任やその部活の顧問といいますか担任の先生は気がついていなければならないわけよね、本来ならですよ。

気がついておったのかどうかというのは全然ないんです、答弁の中に。でも、分かっているのは10月7日に認定したというならば、認定したらどういう取組をしようということ組織で協議して、そのことを保護者に伝えたんですか、されたんですか。保護者のほうは全くないというんです。いじめを知ったのは、この報告書が出て初めて知ったちゅうんです。学校に問い合わせたけども、学校の調査報告の

9月9日

中にも、ない、ないと言われたというんです。その辺はどうなんですか。

そこを曖昧にしたら、この事案を教訓にすることはできないんじゃないですか。それで、皆の力で解決したんだけど、しかし、残念なことが起ったんなら分かります。それをしたか、せんかも分からんまま、関係ないなんていうことは問題じゃないですか。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、大石議員の再質問にお答えをいたします。

10月7日に担任が本人の気持ちを把握してから後は、今、議員がおっしゃったとおりの組織的な取組を行ってきております。いじめの定義に照らして学校として認知をしております、この部活動内でのトラブルについては関係保護者のほうからも相談があっておりますし、どういった方向で解決をしているのかということについても随時、毎日、相談をしながら解決に向けて取り組んでいた事案でございます。

以上でございます。

（○16番（大石忠昭君） 議長、答弁漏れ。答弁させてください。組織で対応ね、組織の方針も保護者に伝えて保護者の協力を得ていますかっち聞いているんです。保護者にいじめがあったことを伝えていきますか。）

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、大石議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど申しあげましたとおり、当該生徒の保護者とも十分にこの件については把握をして、保護者からの訴えもあって組織的に動いておりますので、「いじめ」という言葉についての捉えの違いはあるかもしれませんが、組織的な対応は行っております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） その学校に記録が残ってますわね。保護者のほうに、その学校の内いじめをいつ認知をしたと、いじめに対して、あなたの子どもさんがこういう形でいじめられて、学校側も認知をしましたと、しかし学校は責任を持って子どもを守り通しますと、こういう方針なんですと。そのことを伝えたんですか、伝えた記録はありますか。保護者はどう言ったんですか。

それから、もうついでに、学校から、学校調査が

事案が起こった後にしてますわね。その報告に行ってますわね。報告に行つて、報告書を全部読み上げてますわね。だけど、それは途中で、ちょっと納得できないという声を挟んだら、ちょっと抑え込まれているんですよ、教頭から。そういう話も聞いていますよ。

それで、学校に対するもう信用性がなくなってしまったんですけども、その時にも、いじめはないと報告しているんです。それは違うんですか。本人は、報告書を見て初めていじめを知ったというんです。

あと、時間がありませんので聞きますけども、その市のいじめ防止の指針なるものは、何冊印刷して学校側にはどれぐらい配られているのか、各市内の小中学校のいじめ防止の指針はつくられているのか、その学校は公開していないのはなぜなのか。

それから、大分県中の教育委員会を調べてみましたら、教育委員会がどういう議論をしたのかなと思つて調べてみましたら、会議録が公開されるのは豊後高田市と杵築市だけの教育委員会です。これでは、もう教育のまちにふさわしくないし、こういう事案があつても、変わったなど、教育行政が変わつたなどということにならないと思うんですけど、その辺、どうなんですか。改善してもらいたいと思います。

○議長（北崎安行君） しばらく休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、大石議員の再質問にお答えをいたします。

豊後高田市いじめ防止基本方針につきましては、全ての学校にデータにて配布をしております。そのデータを各学校においては全ての教職員に見れるような状態で配布しておりますし、年度当初確認をしております。全ての小中学校に学校のいじめ防止基本方針は作成されております。

先ほどの答弁申しあげましたとおり、その内容については、その該当学校の保護者、教職員、児童生徒、地域の方々にも共有をするようにしております。ホームページ等への公開については、差があるということはお指摘のとおりだと思っております。

以上でございます。

（○16番（大石忠昭君） 共有が、教育委員会の会議録のこと……。それだけはやってくださいよ、

大分県で会議録の公開していない、ホームページ公開していないのは杵築と高田だけなんです。改善してもらいたいです。それで教育のまちと言えないですよ、それでは。)

○議長（北崎安行君） しばらく休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（北崎安行君） 再開いたします。

教育総務課長、植田克己君。

○教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君） 大石議員の再々質問にお答えします。

教育委員会の会議録につきましては、情報公開請求があれば、当然、公開いたしますし……

（○16番（大石忠昭君） 私が言っているのは、ホームページで公開していないということを言っているんです。）

現状につきましては、ホームページで公開されていないのは事実でございますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（○16番（大石忠昭君） もう時間がないので残念ですけど、ルールに従うしかないからやめます。

以上です。）

○議長（北崎安行君） しばらく休憩します。午後の会議は13時に再開いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、於久弘治君の発言を許します。

1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 議席番号1番、於久弘治でございます。新型コロナウイルス感染拡大の中、世界中が注目しました東京オリンピック・パラリンピックが終わり、健常者の選手たち並びに障がいを持たれている選手たちによるすばらしい戦いをテレビでご覧になり、多くの方が感動を受けられたことだと思います。

その一方で、第5波とも捉えられるコロナウイルス感染拡大が急激に進行し、各都道府県ともに感染者数が過去最高になり、デルタ株の感染力の強さを改めて認識させられたようにも感じられます。特に、若い世代の感染者につきましては、以前より高齢者よりは症状が軽くなるとの情報が広く出回っていた

のですが、今回のデルタ株につきましては、若い方でも症状が悪化し、死亡にもつながるとの新たな報告もされています。

我々が今、最優先に取り組まなければならないことは、一日でも早く全ての世代へのワクチン接種を完了させ、市民の方に安全・安心を届けることに努めなければならないと感じています。

それでは最初の質問です。ふるさと納税の寄附増額に向けての今後の取組について質問いたします。

先月5日の大分合同新聞の1面に、2019年度、2020年度の大分県内18市町村別のふるさと納税の受入額の記事をご覧になられた市民の方もいらっしゃると思います。

8割以上の市町村が2019年度より増加となっており、平均増加率は129.3%、2019年度より約20億円の増加となっています。

本市につきましては、増加率は103.7%、金額では約1,700万円の増加となり微増となっております。

ほとんどの市町村が増加となった要因としましては、新型コロナウイルス感染拡大による巣籠もり消費によるもの、各自治体が返礼品に工夫を施し、商品を充実させてきたことだと思います。

本市では、ふるさと納税を本市の目玉政策とも言える子育て政策の費用に充てていることから、さらなる政策の充実を図るためにも大切な財源の一つであることは間違いありません。それゆえ、ふるさと納税の寄附増額に向けての今後の取組については、我々だけでなく市民の方もとても関心を持たれていることと思います。

改めて質問いたします。ふるさと納税寄附額増額に向けての今後の取組についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、私からふるさと納税に関するご質問にお答えをさせていただきます。

本市では、平成30年度からふるさと納税の使い道を子育て支援限定といたしまして、地域の特産品とともに広くPRに努めてまいりました。

平成30年度の寄附額は、前年の約2倍の約2億8,000万円、令和元年度は約4億6,000万円、そして令和2年度は約4億7,000万円と、これまで寄附金額を伸ばすことができました。

今後は、当面の目標を5億円に掲げておりますので、まずはこの目標達成に向けて努力してまいりた

9月9日

いというふうに考えております。

ふるさと納税は、議員さんからご紹介もありましたように、県内の自治体、それから全国の自治体でも積極的な推進が進められております。この競争の中で1人でも多くの方に本市を応援していただくためには、やはりお礼の品の充実と寄附金の使い道をはじめとした、さらなる情報発信が必要になってきます。これは、これまでとこの方向性は変わらないというふうに思っております。

お礼の品の面ですが、ふるさと納税の大手サイトでは、全国の特徴あるお礼の品の数は約37万点以上になっており、担当者の方にお聞きしますと、この3年間で倍以上に増えているということがございます。

実際に、本市でも平成30年度当初は約280品であったものが、現在では約450品と事業者の方のご協力で増加をさせております。

本市の返礼品は、市内の事業者さんや生産者の方に限定をしておりますので、この基本は守りながら、これからは、もう一工夫が必要になってくる段階に入ったのかなというふうに認識いたしております。

そういう面では、今年度からは複数の異なる事業者さんのお礼の品を組み合わせる定期的にお礼の品をお届けする取組も始めております。

また、これは長期的な視点になりますが、来月の10月5日には商工会議所と連携して、市内の事業者さん向けに、都会の人にいかにも選ばれるようなお礼の品づくりをしていくか、そういったセミナーも開催していくように準備を進めております。これは、ポストコロナを見据えた新しい産業振興の面も狙っております。

次に、充実した情報発信の面ですが、物すごい情報量の中でこの豊後高田市を選んでいただくためには、オリジナリティーというのが大事になってくると思われま。

これまで、本市ではユーチューブ、フェイスブック、ウェブをはじめ今の時代に合った様々な情報媒体で発信に努めてきましたが、今年度からは新たにふるさと納税の公式ツイッターも開設しております。寄附金の使い道は子育て支援1本という本市の特色を生かして、本市の子育て支援サービスを実際に受けている子育て中のお母さん方のご紹介するブログを作成いたしました。今現在、公式ツイッターで発信をしております。

これに加えまして、お礼の品に込められた生産者

の方の思い、そして寄附者の方の感想に対して個別にお礼を返信するといった取組もこのツイッターで行っております。

さらには、ツイッターアカウントを持っている事業者さんにも、自らの返礼品を宣伝してもらって、市の公式と連携してこの情報発信の輪を広げております。

現在の寄附金の状況ですが、昨日9月8日現在で約1億3,000万円となっております、これは前の年の同じ時期に比べて約1,500万円の増となっております。そういう面では、今のところは順調に推移しておりますので、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 本市の人口は約2万2,000人に対し、寄附額が約4億7,000万円となっていることに対しましては、私の勝手な捉え方ではありますが、とても努力をされているように思います。

5年前の2015年度には、寄附額が約1億円だったものが、現在では約5倍になっていることは、市長をはじめとする関係する部署の方々の努力された結果だと見ています。

現状の金額を維持していくだけでもとても大変なことだと思いますが、さらに目標を5億円とし、現状に満足せず常に向上心を持ちながら進めていく姿勢は素晴らしいことだと思います。

また、先ほどの答弁の中にもありましたように、ユーチューブ、フェイスブックでの発信だけでなく、公式のツイッターを開設するなど、時代に沿った新たな試みにもチャレンジされていることも重要であると感じております。

ふるさと納税寄附額増額に向けての取組として、本市を知ってもらおうという点も大切な要素になってくると思いますが、本市の魅力さをさらに広くアピールしていくためにも、現在10万人以下の自治体における子育て日本一を維持していくことも大変なことだと思いますが、どうか全国自治体の中での子育て日本一に向けて邁進していただきたいと思っております。

また、私自身も市民の1人として、市外にいます本市出身の友人や知人に対しまして、豊後高田市の応援をもらえるよう声かけをしていきたいと思っております。

それでは次の質問です。新型コロナウイルスの感染拡大防止の取組として、人と人との接触をできる

だけ避け、かつ国民の利便性の向上を目的とする自治体へのデジタル化の推進を急速に進めようとしていることは皆さんご存じだと思います。

そこで、国は今年の5月にデジタル庁の創設を目指し、今年1日にはデジタル庁としての業務がスタートしたところです。同様に、デジタル改革関連法が成立するなど、デジタル化への骨組みが整いつつあります。

また、今年度、県内18市町村に配分される普通交付税についても、新型コロナウイルスの感染拡大で税収が落ち込んだ分を補う予算を加えた本市の配分額は3.9%の増額になっていますが、この増額分にもデジタル化に取り組むための経費も新たに加えられることになりました。

県においても、デジタル化の動きがあり、8月15日の大分合同新聞に、2023年度末、約2年後には383件の行政手続の電子化、デジタル化を進め、スマートフォンで24時間365日、どこでもいつでも気軽にできる取組を行おうとしております。

本市におきましては、ホームページにも記載されているのですが、総合健診の予約や子ども医療助成制度の申請がオンラインで手続ができるようになっており、またスマートフォンアプリで収納サービスとしてPayPayやLINE Payなどが提供されており、市県民税、軽自動車税等の税金や施設の使用料がどこにいても簡単に納付できるようにもなっております。

このように、利便性を向上させるためのデジタル化に向けて、国・県・本市ともにスピードを上げて取り組んできているさなかではありますが、本市ではさらに行政手続のデジタル化を進めていかなければならない状況にあると思われまます。

しかしながら、単に膨大なコストをかけてシステム構築を進めていくこと、高齢化率38.2%の本市において、デジタル化の全てを受け入れていくことについては十分に注意していかなければならない点だと思います。

それでは、本市におけるデジタル化の必要性並びに取組についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、本市における行政手続のデジタル化のご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

昨年12月に、政府におきましてデジタル社会の

実現に向けた改革の基本方針が決定をされました。この中で、市が担う行政サービスについて、デジタル技術等を活用して住民の利便性を向上させることなどが求められることとなりました。

この方針を受けまして、本市では今年の2月に行政手続等のデジタル化推進本部を設置し、全庁的に押印廃止と併せてデジタル化の検討を行い、できるところから実施していこうということで方針決定を行ったところでございます。

9月1日時点の進捗状況としましては、児童手当の現況届などマイナンバーカードでのデジタル本人認証が必要な手続、それからマイナンバーカードを使わなくてもできる各種お申込み。最近では、新型コロナウイルスワクチン接種のお申込みが代表例になると思いますが、こうした手続なども含めまして合計で62の手続についてデジタル化を導入済みでございます。

行政コストの問題については、マイナンバーカードの普及段階である現在では、国のシステムと自治体のシステムで内容によって使い分ける過渡期の段階にあるというふうに認識をしております。

本市では、今年の3月議会で、デジタル化の手続について専門の事業者には頼まず、職員でフォームを自由に作成できて、ランニングコストもできるだけ安く、セキュリティーの高いシステムの導入をお願いさせていただきました。国のシステム以外では、基本的にこの市が導入したシステムに集約して活用をさせていただいている、そういう状況でございます。

インターネットやスマートフォンの普及、そしてコロナ禍の中で行政手続に対するデジタル化のニーズも今後ますます高まってくるものと思われまます。

一方で、議員ご指摘のとおり、本市は高齢化率の高い自治体であります。デジタル化そのものがこれは目的ではなく、あくまで市民の皆さんの利便性を高めることが本来の目的でありますので、これまでの窓口相談や電話対応などに加えて、もう1つ手続の方法が増えると、そうした観点でできることからデジタル化の取組を広げていきたいと考えております。

また、こういう取組は他市の取組状況というのも非常に参考になりますので、大分県のほうにも他市の取組状況を共有できる仕組みづくりを現場レベルで要望させていただいたところでございます。

以上でございます。

9月9日

○議長（北崎安行君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 先ほどの課長からの答弁をお聞きしましたところ、マイナンバーカードについてですが、昨年の9月議会で私が一般質問させていただいた内容よりもさらに利便性が向上しているように感じられます。

そこで再質問いたします。デジタル化が進んでいく中でマイナンバーカードの利便性についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

現在、政府のほうでは、今後マイナンバーカードを使っているんな面で普及促進をしていく計画になっております。

現時点で、マイナンバーカードを使ったメリットというか、行政手続の面でご紹介したいと思いますのが、代表的なものとして児童手当の現況届、この手続になると思っております。この手続は、中学生以下のお子さんがいらっしゃるご家庭の所得等の状況を1年に1回、市役所に届出いただく制度になります。この手続は、従来市役所に書類を持ってきて窓口で手続することが必要でしたが、マイナンバーカードをお持ちの方はカードが読み取れるスマートフォン等があればオンラインで、窓口へ来なくてもご自宅などで手続ができるというものであります。

昨年度からマイナンバーカードの普及も進みまして、今年度は国のほうでより簡単にこの手続ができるように見直されました。そして今年度は、担当課のほうでマイナンバーカードを使った場合の詳しい手続の説明も、案内の中に同封させていただきました。

さらに今年度、大分県の事業としまして、マイナンバーカードを使って児童手当の現況届をされた方等を対象に抽せんでデジタル商品券が当たる、そういうキャンペーン事業もありました。

このような取組の結果としまして、昨年度のオンライン手続件数は14件でありましたものが、今年度は145件と約10倍に増えている状況であります。

ご夫婦共働き世帯が増えている中で、これまではそれぞれお仕事などを調整されて市役所にお越しいただいたものが、オンラインではご家庭にいながら昼夜を問わずご都合のよい時間に手続ができる。これが、まさにデジタル化のメリットだろうというふ

うに思っております。

先ほども申し上げましたが、皆さんの利便性を高める、これが本来の目的でありますので、この基本を大事に、できるところから取組を進めてまいりたいと、そういうふうと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 昨年までは、マイナンバーカードについてはどのように普及させればいいのかと考えさせられていましたが、国がデジタル化への取組を急ピッチに進めたことで、わずか1年間で利便性が急激にアップし、実際にマイナンバーカードを使ったオンライン手続も増えてきていることから分かりますように、デジタル化はすごいスピードで我々の身近に普及していることを感じられます。

今後、さらに加速し、デジタル化が進んでいき、スマートフォンを持たれている利用者、特に若い世代、働き世代、子育て世代の方々の利便性がさらに向上していくことが予想されますが、本市におきましては人口の約4割が高齢者となっております。よって、デジタル化だけにとらわれずに従来の取組も残しつつ、慎重に進めていただきたいと思っております。

次の質問です。市長からの提案理由の中にも説明がありましたように、熱海市の大規模土石流につきましては、テレビ等のメディアでその悲惨な状況をご覧になられ、また記憶に鮮明に残っている方もたくさんおられると思っております。

今もなお、行方不明者の捜索が続けられており、今回の災害でお亡くなりになられた方は8月28日現在で26名、行方不明者が2名となっております。犠牲になられた方々におかれましては、この場をお借りし、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

こういった状況を踏まえ、国のほうも対策を検討しており、危険性が高いと判断された場所につきましては、盛土の撤去、排水設備の設置並びに地盤補強などを行う自治体には、国が費用を支援する動きもあります。

また、本市におきましては、盛土を行う際には、その規模にもよりますが申請を行い、市長の許可が必要だと聞いております。

それでは質問いたします。盛土造成地の安全対策に向けての本市の取組についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 環境課長、尾形 稔君。

○環境課長（尾形 稔君） それでは、盛土造成地の安全対策に向けての本市の取組についてお答えい

たします。

盛土につきましては、豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例により、事業区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の事業実施について規制を行い、3,000平方メートル以上の大規模な事業では、大分県が県条例に基づき規制を行うこととなっております。

本市の条例での手続では、市内の土砂の搬入を伴うものは届出のみとし、市外からの土砂の搬入を伴うものは申請を受け、許可によることとしております。

この手続に関しましては、本条例の制定の経緯の中で、県外から搬入される土壌の安全性を確保し、土壌汚染及び水質の汚濁を未然に防ぐという観点で主体となっていたもので、これまでの運用につきましても土質の基準を重点としておりました。

しかしながら、本年7月3日に発生した熱海市の土石流災害を受け、崩落等の安全対策に関しましても事業の施行に係る構造基準に対してより適正な判断ができるよう、新たな添付書類を追加するなど規則の改正を行ったところであります。

併せて、盛土等の構造基準や他の法律等の規制との整合性の精査を行うため、事前協議の段階で関係課の意見を聴取するなど、新たなチェック体制を整えるなどの方策も整えました。

なお、本市の条例での規制の範囲では、小規模なものであり、平坦部での案件が主であります。改めてこれまでの申請内容をチェックし、危険性の有無について洗い出しを行っているところであります。

これに関連して、大分県において県内の要警戒区域等に危険な盛土がないか、県内410か所を抽出し、緊急調査を行ったところであり、本市においても8月4日に9か所の緊急盛土調査を受け、9か所とも異常なしとの判断が下されております。

今後におきましては、何より規制の内容を遵守していただくことが重要でありますので、盛土等の事業を施工される方々に対し、これまで以上に規制内容の周知を図るとともに、大分県との連携の中で危険な盛土箇所の情報を共有するなど、市民の安全と良好な生活環境が確保できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 本市では、申請が必要となるのは面積が500平米以上3,000平米未満の事業を実施する場合であり、3,000平米を超える大規模な事業

では県への申請、許可が必要になってくると先ほどの答弁にありましたが、確かに面積が500平米以上3,000平米未満と言え、どちらかといえば小規模事業に該当しますが、小規模であっても基準を超える盛土等を行えば危険となることも十分に想定されます。

そこで、本市における今後の安全対策への取組として、申請時に添付する書類を追加すること並びに関係する部課と事前に意見聴取を行うチェック体制を今後強化していただけることで、市民に対し、安全と安心をお伝えすることができると思います。

最後に、1つだけお願いがございます。大分県が主体で緊急調査を行った結果、本市では9か所の調査を行い、異常なしとの判断となったため、一安心の部分もありますが、その時点では異常なしとの判断であっても、今後の気象状況によっては危険性が変動することも十分に予想されることから、1回の調査、結果で終わらず、経過観察も取り入れていただくことをお願いいたします。

それでは、次の質問です。新型コロナウイルスの感染拡大は、テレビや新聞で毎日のように報道され、今やほとんどの都道府県で緊急事態宣言、蔓延防止等重点措置が適用される事態となっております。

大分県内におきましても、現在50人前後の感染者が毎日のように出ており、市長からの提案理由にもありましたように、本市でも過去最高の10人もの感染者が出たこともありました。

テレビ等の報道番組を見られている時にお気付きの方もおられると思いますが、緊急事態宣言下の東京都内の平日並びに休暇時の人の移動状況が分かる映像を見られた際、本当に緊急事態宣言が出ているところなのかと疑問視したくなる光景を目にすることがあります。

しかしながら、ここ1年半に及ぶ新型コロナの影響で日常生活が一変し、我慢ばかりを続けてきたことを考えますと、我慢の限界に来ているようにも感じられます。また、同時に危険性に対する認識が薄くなってきているようにも感じられます。

ワクチン接種が急ピッチに進められ、感染拡大を防止する取組としては最も効果的な措置、対策であることは間違いのない事実ではありますが、ワクチン接種が行き届いていない低年齢層、若年層からの家庭内感染が日を追うごとに急拡大している状況が見受けられます。

本市におきましては、近隣の各市町村の中ではワクチン接種が群を抜くスピードで行われていること

9月9日

に対しましては、市長をはじめとする関係部課の取組が功を奏している結果だと思われま

しかしながら、ワクチン接種が全て完了するまでは市民に対する、感染防止に対する啓発活動は続けていかなければならないと思います。

それでは質問いたします。新型コロナウイルス感染症に対する市民への啓発活動についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 於久議員にお願いします。2番を続けてお願いします。

○1番（於久弘治君） 失礼いたしました。それでは、2番の質問のほうに移ります。

ご存じの方も多いと思われま

ご存じの方も多いと思われま

現在、児童生徒が新型コロナに感染し、家庭内に持ち込み、家族間で感染するケースが多発しており、先ほどの質問の中でありましたように、本市でも12歳以上のワクチン接種が始まり、急ピッチで進めているのですが、全ての対象者へのワクチン接種が完了するまでもう少し時間がかかることが予想されるため、感染防止に向けた何かしらの取組を行って

それでは2つ目の質問ですが、低年齢層の新型コロナウイルス感染急増による小中学校の感染防止対策についてお聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） 新型コロナウイルス感染症に対する市民への啓発活動についてお答え

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、国の緊急事態宣言地域や蔓延防止等重点措置の対象地域が拡大しております。最近

市内での感染者の状況を見ますと、8月の感染者のうち40代以下の割合が9割を占めており、若年層

の感染が増加しています。

これまでも、市民の皆様には感染予防の観点から、毎月の市報、ケーブルテレビ、ホームページなど様々な媒体を活用し、不要不急の外出自粛や手洗い、マスク着用、密の回避、換気の励行など感染予防に対する啓発を行ってきたところ

しかしながら、今、感染の中心にいると考えられる若年者に対し、いかに感染拡大防止のメッセージを届けられるかを検討し、先月25日に発出した市長の緊急メッセージでは、これまでの広報媒体に加え、市の公式ユーチューブチャンネルでの情報発信を行うなど、若い方が触れることの多いツールを活用し、広報に取り組んだところでござ

新規感染者の減少のためには、一人一人の感染予防行動の継続が大変重要であり、最大の感染予防策です。市といたしましては、今後も引き続き感染状況を注視し、若い世代の方への有効ツールを活用して新型コロナウイルス感染拡大防止についての啓発に努めてまいりたいと考えてお

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、低年齢層の新型コロナウイルス感染急増による小中学校の感染防止対策についてのご質問にお答え

まず、2学期を迎えるに当たり、校長会を開催し、8月20日付文部科学省から通知のありました新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等に基づき、子どもの命と健康、学びを守る取組について、子細に協議いたしました。

具体的な感染防止対策といたしましては、2学期始業の9月1日までに、消毒液など感染防止のための用品の確認、手洗い場やトイレ前の密を避けるための掲示、一定の身体的距離を保つ機の配置など校舎内外の環境整備を行いました。

また、市内全小中学校のご家庭へ、8月27日から家庭での検温や健康観察の実施についてご協力をいただきました。

児童生徒数の多い高田中学校、高田小学校をはじめ市内5校については、9月1日から3日を分散登校とし、学校での授業と家庭でのタブレット端末を用いた学習とを組み合わせ、密による感染リスクの低減を図りました。

しかしながら、9月2日時点の県内の感染状況から、対策の継続と強化が必要と考え、分散登校を9月8日まで延長するとともに、40人以上の児童生徒

数の学校につきましては、時差登校等の対応といたしました。加えて、9月2日からの部活動、スポーツ少年団関係の活動を休止といたしました。

特に、児童生徒自らが感染対策を講じられるよう、始業式において校長、担任、養護教諭から児童生徒に対し、改めて感染症対策に対する指導を行っております。

現在、各学校においては、学校の規模に応じ、登校時の玄関口での検温、健康観察や熱中症対策を講じた上での常時換気などを行っています。

感染リスクの高まる教育活動については、実施時期をずらすなど工夫をし、休み時間や給食時間を時間差で設定したり、給食時の黙食を徹底することなどに努めております。

また、教職員には夏季休業中にワクチン接種を2回行い、学校における感染リスクの低減の一助とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大を抑えるためには、学校、家庭において感染拡大への危機感を共有し、感染症対策の徹底を図ることが重要と考えますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） まず、市民への啓発活動についてですが、先ほどの答弁の中で私自身とても気になっていました、若い世代の方に対する感染防止への啓発活動の取組につきましては、市として既に対応していただいているということがよく分かりました。

本市では、感染防止の啓発活動を市報、ケーブル放送並びにホームページ上で継続して行っていることは、私もはじめ一定の市民の方は周知しているところではありますが、どうしても若い世代の方が市報を開いて内容を確認すること、民放だけでなく時にはケーブル放送をご覧になることへの機会は少ないように感じています。

現在、感染者数が最も多い若い世代の方々が、本市の感染防止への取組を知ってもらい、どの程度興味を持たれ、感染防止への啓発につながるかの効果までは分かりませんが、取組を行っていく行動を起こすことが重要であると思っております。

今後、若い世代を含め、幅広い世代向けに継続して感染防止への啓発活動を続けていただきたいと思います。

小中学校の感染防止対策につきましては、再質問

をいたします。

9月から2学期がスタートし、各小中学校とも運動会の準備や小学6年生、中学2～3年生は修学旅行への準備が執り行われることと思っております。

新型コロナ感染拡大が収まらない中、児童生徒を含め保護者の方がとても気にしていると思われる運動会、並びに修学旅行はどのような形式で実施しているかとしているのか、今後の感染状況により大幅な変動も予想されると思っておりますが、現段階における予定でもよいので、お聞きいたします。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、学校行事についての再質問にお答えをいたします。

議員ご心配いただいておりますとおり、運動会、修学旅行がこの後計画されております。非常に各学校とも日々の感染状況を見ながら、どうすることが一番いいのかということで、考えに考え抜いているところでございます。

運動会や修学旅行などの学校行事につきましては、子どもたちの成長にとっては大切な経験であるということ踏まえ、学校の規模に応じて、参観者の制限などの規模縮小や時間短縮、感染リスクの高い活動は避けるなどの対策を講じて実施する方向では考えております。しかしながら、感染状況によっては延期、または中止の検討も必要だというふうに思っております。

現在、修学旅行につきましては、予定していたものは延期をしておりますが、行く先も小学校、中学校ともに県内ということを考えながら、実施できる時期を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 小中学校の運動会や修学旅行は、このような状況でなければ、将来、児童生徒たちにとって楽しい思い出として残せる行事となるのですが、コロナ禍による規模縮小や延期等により、児童生徒達には大変申し訳ない気持ちでいっぱいになります。

私が認識している中でありますが、現在、小中学校の新型コロナの感染防止の取組はしっかり行われているようにも感じられており、先ほどの答弁の内容のとおり、新規に何か行うのではなく、現段階で行っている対策、対応を強化していくことが重要であると思っております。

9月9日

今後の感染防止への取組につきましては、どうしても我々大人の目線での対策、対応になりがちなところもありますが、児童生徒たちの目線に合った対策、対応をぜひともお願いしたいと思っております。

また、教育長をはじめ関係する部課並びに教職員の方々に対しましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、度重なる異なる変化に対応していかなければならないこともあり、大変だと思っておりますが、児童生徒のためにも頑張ってお取組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（北崎安行君） 一般質問を続けます。

2番、毛利洋子君の発言を許します。

2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 議席番号2番、公明党の毛利洋子でございます。通告に従いまして、質問をいたします。

質問に入る前に、本年7月3日の熱海市土石流災害、8月には西日本中心に豪雨災害に遭われた、多くの被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、2点の質問をいたします。

農道・林道の継続的な支援について、全国的に自然災害が多発している中、本市でも各担当課には常日頃より災害復旧に即対応していただき、感謝申し上げます。しかし、本市も地域がそれぞれに自助・共助で協働に行われていた林道や農道の維持管理などができなくなりつつあります。その上、農林道の従事者の減少により、利用できない農林道も同様に増えております。今まで地域住民の自助・共助で維持管理をしていましたが、農林道が大雨、また災害等により破損した数がここ数年目立つようになってきました。

道路の中央に雑木が覆いかぶさったりしている様子が見受けられます。そういった箇所については、地域が連携して自助努力では復旧が困難な状況であり、なおそういった箇所は林道・農道が生活道路にもなっています。農林道の荒廃は集落の荒廃につながる問題でもあります。維持管理については、地元の皆さんが連携して復旧することはもちろんのことですが、現在では地域の高齢化により、自助努力ではできなくなり、公助が必要ではないかと思っております。

そこで、本市の現行の取組と今後の取組についての支援について伺います。

○議長（北崎安行君） 耕地林業課長、早田博昭君。

○耕地林業課長（早田博昭君） それでは、林道・農道の維持管理についてお答えいたします。

現在、主要な林道や農道につきましては、月1回の定期パトロールや悪天候時の防災パトロールにより、現況把握を行うとともに、定期的な草刈りや必要に応じて土砂撤去を行っております。

しかしながら、末端の林道や農道は数が多く、利用されていない路線もあることから、地元の方からの連絡により対応しているのが実状であります。市といたしましては、林道・農道は受益者である地元の方による維持管理を原則としており、林道にあっては市独自の林道清掃業務報奨金及び現材料支給制度、農道にあっては中山間地直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業のほか、草刈り、側溝清掃報奨金、原材料支給や重機借り上げ制度も活用していただきながら、地元の活動組織などに草刈りや補修等の対応をお願いしているところであります。

今後とも主要路線のパトロールを定期的に行い、さらに耕作者や猟友会とも連携を密にしながら、末端部の状況や災害発生状況など、随時情報を共有し、対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 再質問をいたします。

先ほど、ご答弁いただいたように、地域からの要請があれば市は対応していただいております。市としての事業は本当に各市内、全地域に様々な支援策はよく分かりました。その上で、中山間直接支援交付金事業や多面的機能支払交付金事業ほか、多くのことを市はしていただいているのですが、過疎、高齢地域にあってはそれぞれの事業を利用活用する人材がないのが一番の問題だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（北崎安行君） 耕地林業課長、早田博昭君。

○耕地林業課長（早田博昭君） 再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の高齢化により草刈り等の作業が困難な地区は市内各所に見受けられます。しかし、利用性の高い林道や農道は地区ごとの組織団体に維持管理をお願いし、それ以外の林道・農道は受益者である林業者及び農業者により維持管理を行っていただくことを基本としておりますが、お困りの案件がございましたら、一度ご相談ください。

なお、部分的な事業ではございますが、草刈り等の作業が困難な自治会は大分県が実施する小規模集

落応援隊という制度がありますので、ご相談ください。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） ありがとうございます。よく分かりました。豊後高田市民の皆さんは本当に働き者が多く、先日も80代のご婦人の方が草刈り機を使って作業している姿も見かけます。まだまだ多くの皆さんは行政を頼るわけではありません。自助・共助で多くの地域が頑張っています。そんな中、声を上げておられる地域に対しては、これからどうぞ対応をよろしく願いいたします。

質問を終わります。

2点目の質問をします。外国人相談窓口について質問いたします。

国際化が急速に進展する中、在住や就労などで本市に関係する外国の方はさらに増加すると見込まれます。安心して暮らし、働ける、さらに楽しく過ごせる環境の制度は大変に重要です。文化や生活習慣が異なることから生じる課題も多く、同じ地域で生活する私たち一人一人が共生とは何かを考え、取り組んでいくことが求められます。

外国の方を取り巻く多くの課題に対応していくに当たって、まずは住みやすい環境を整備するために、外国の方を雇用している企業と連携し、従業員の皆さんに日本の文化や習慣、暮らしについて、理解してもらう場をつくっていくことも重要だと思います。

そこで2点、お伺いします。1点目、技能実習生制度の現状について、現在、本市に何か国、何名の外国の方が住民登録しているのですか。技能実習制度の現状、受け入れている全ての企業の把握はできているのですか。コロナ感染が拡大する中で、母国に帰国することもできない技能実習生にどのような支援を行っているのでしょうか。

2点目、本市としての体制づくりをお聞きします。今後、実習生が雇い止めや解雇となった場合、支援についてどのように考えているのですか。外国の方、住民の雇用主、地域の方々の悩みや疑問についてなど、いつでも相談できる、また1泊できる逃げたい場所など、相談窓口の設置の要望が上がっています。

新たに手をかけなくても、現代の交流施設を外国人の相談窓口、人員も一般公募を募る、またはボランティアなど、どの国の方でも対応できるように、言葉については翻訳機での対応ができます。本市の考えをお聞きします。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、外国人相談窓口についてのご質問についてお答えいたします。

まず、外国人技能実習制度の概略についてご説明申し上げます。

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術、知識の移転を図り、開発途上国の経済発展を担う人づくりと国際協力を目的として、平成5年に創設された制度でありまして、技能実習生は通常で3年間、最大で5年間、日本に来て技能実習を受けることができます。

技能実習制度では、制度の遵守と技能実習生の保護等を図るため、実習生を雇用するためには国の認可を受けた監理団体を通じたものでなければならず、また受入先の事業者については、届出制で実習生ごとに技能実習計画を個別に作成し、認定を受けなければならないという制度になっております。

また、国内の深刻な人材不足を背景といたしまして、一定の専門性や技術を有する外国人材を受け入れることで、人手不足を解消することを目的に、特定技能という制度が令和元年4月から新たに設けられ、国内において特に人手不足が深刻化しています14の業種で、外国人の就労が解禁されたところでございます。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響によりまして、実習期間終了後に、本国への帰国が困難な方や実習先の経営悪化等により、技能実習の継続が困難となった方などに対して、雇用を維持するために一定条件の下、在住資格の延長が認められる特定活動という外国人に対する国内での雇用を維持するための支援制度も設けられたところでございます。

次に、本市におけます技能実習生の状況についてでございますが、本市では、かなり以前から主に農業分野を中心に多くの技能実習生の方にお越しいただいております。ここ数年前から北部九州で集積が進みます自動車産業の発展を背景といたしまして、拡大する清掃業や人手不足が深刻な建設業へ多くの技能実習生が訪れるようになってきております。

本市におきましては、6月末現在、住民登録を行っている外国人は20か国の628名で、そのうち実習生が約74%の467名となっております。大分県内では3番目に技能実習生が多い地域となっております。

本市における技能実習生の国籍について、主な出

9月9日

身地を申し上げますと、ベトナム302人、中国65人、フィリピン40人、インドネシア36人、ミャンマー13人となっております。

本市におきましても、過疎化、少子高齢化に伴う慢性的な労働力不足、人材の確保が喫緊の課題となっております。技能実習生の果たす役割は大きいものがあることから、平成30年2月に市と商工会議所と企業の3社が連携いたしました、全国初の官民共同による受入態勢づくりとして、豊後高田 International Contribution 事業協同組合を立ち上げたところでございます。

この協同組合では、技能実習生の受入れ、技能実習活動の受入れ、企業へのサポートを行っております。具体的に申し上げますと、組合企業の依頼を受け、技能実習生の募集、受入れまでの手続や面接、受入言語につきましては、監理団体として受入先の企業等に対する技能実習の実地確認や実習生との面談、技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認など、定期的に調査、確認を行いまして、技能実習生が安全で安心して実習、生活が送れるようサポート業務を行っております。

また、入国後の語学教室や社会生活についての講習会を実施するとともに、技能実習生からの相談に応じまして、助言、指導等を適宜実施しております。

当該組合では、地域おこし協力隊制度等を活用いたしまして、ベトナム人、ミャンマー人及び日本人が従事しております。様々な相談やサポートを行い、技能実習生が安心して生活を送れるよう、日々業務に当たっているところでございます。

これまで本組合を通じましては、製造業、建設業、農業に従事する技能実習生44名を受け入れてきましたが、新型コロナウイルス等の影響によりまして、今年の2月以降は入国できず、現在26名の技能実習生が待機している状況となっております。

なお、先ほど申し上げました6月末時点での本市に在籍する外国人技能実習生467名のうち、本組合で受け入れた44名を除く423名につきましては、本組合と同様の全国で3,347団体ある技能実習生受入れを専門とする監理団体を通じて市内に在籍している技能実習生でございます。

本組合を通じまして、ベトナム人とミャンマー人のスタッフが中心となって、本組合が受け入れた実習生以外の外国人の方に対しましても、APUなどの大学の通訳スタッフや大分県外国人相談センターなどとも連携を図りながら、様々な外国人からの相

談に対応しているところでありまして、引き続き外国人の相談窓口としての機能も担ってまいりたいと考えております。

少子高齢化に伴います人材不足と働き手の確保を背景といたしまして、国内で働く外国人材につきましては、年々増加傾向にあり、外国人が安心して安全に暮らせるまちづくりが必要不可欠となっております。今後につきましては、国の交付金等の活用や国・県、その他の関係機関、団体、そして地域のボランティアの皆さんと連携を図りつつ、外国人相談体制の強化に努め、外国人の皆様が安全に安心して暮らせる多文化共生社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 再質問いたします。

私も多文化共生社会を望んでいます。技能実習生が県内で3番目に多い本市は、今や外国の方に頼らざるを得ません。本市の発展に大きく貢献していただいている外国の皆さんが、豊後高田市で働いてよかったと気持ちよく生活できるきめ細かい環境づくりが大事だと思います。

本市にとっては、今後さらに外国の方々が必要となっています。県北の各市が外国人相談センターを設置しています。本市のお考えをお聞きします。

○議長（北崎安行君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、外国人相談窓口についての再質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど、ご答弁申し上げましたように、本市では官民連携で設置いたしました事業協同組合を窓口といたしまして、大分県や地域の皆さんと連携して、幅広く各種交流会事業の実施や相談を行ってきておりますが、本市だけで20か国もの多様な国々の方に対して、単独で全てを対応するのは困難でございます。

大分県では、先ほど申しましたように、多様な外国人の相談に応じるため、17か国語に対応した外国人総合相談センターが設置されておりまして、電話やメールで各種相談ができるようになっております。

こういった相談センターの活用を広く周知いたしますとともに、今後ますます増加すると思われる外国人の皆様の様々なニーズに対応できるよう、どのような形が相談しやすいのかも、地域のボランティアの皆さんとも連携しつつ、相談体制のさらなる強

化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） いろんな取組で本当によく分かりました。しかし、今、例えば、問題は違いますが、入管の事件があったことで世間は外国人に対する人権意識が鋭い見方を始めています。

例えば、外国人の失跡などの事件が発覚すれば、豊後高田市にこれから外国人が入ってこれなくなる可能性も考えられ、当市における外国人の労働人口は今やなくてはならないものになっております。ぜひ本市に外国人相談センターの設置を要望しまして、質問を終わります。

○議長（北崎安行君） しばらく休憩します。

午後2時9分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（北崎安行君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

5番、井ノ口憲治君の発言を許します。

5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 議席番号5番、井ノ口憲治でございます。コロナの感染拡大が収束せず、生活が困窮している方々も多く、また外出行動も制限される中で、市民の皆さんも憂鬱な日々を過ごしているのではないかと思います。

そのような中、先般、市長がケーブルテレビで市民の皆さんに感染防止を訴えています。他の市民の皆さんも、市長さんがケーブルテレビで言いよったええと、感染防止を訴えていたええというように、大変市民の皆さんも好意的に捉えているようでございます。早く収束してほしいと願っているところでございます。

さて、11月24日に女子中学生が亡くなった件で、いじめ問題第三者調査委員会が設置をされ、その調査報告書概要版が7月19日に出されました。そこで、いじめ問題第三者調査報告発表後の動向についてということで、3点にわたって質問をいたします。

1点目は、調査報告を聞いての感想、2点目は、大分合同新聞の記事、7月22日を引用しますと、母親はいじめがあったことを認めながら、それが自殺と関係ないという結論は納得できないと、市長に再調査を求める意向を現したとありますが、現時点で、その再調査委員会設置の要望はあったのかどうか、もしあるとすれば、そのことについての詳細をお聞

きをしたい。

3点目は、調査報告書では学校現場の対応について、結論として、早期の調査開始ができていない問題があったと指摘をしているが、それを受けて、その後の学校現場や教育委員会の対応で何かあればお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（北崎安行君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、井ノ口議員の第三者調査委員会調査報告発表後の動向についてのご質問にお答えいたします。

改めて、亡くなられました生徒、ご家族の方々へお悔やみを申し上げます。

先日、初盆にお参りをし、命の大切さを強く思いますとともに、再発防止に向けて、できる限りの努力をしなければならぬと強く感じたところでもあります。

去る7月20日に豊後高田市第三者調査委員会から教育委員会へ調査報告書が提出をされました。第三者調査委員会からの提言をしっかりと真摯に受けとめまして、現在、取組を進めているところでございます。

なお、その取組の具体的なものにつきましては、学校教育課長のほうに答えさせますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（北崎安行君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、井ノ口議員のご質問にお答えをいたします。

再調査委員会への再調査依頼につきましては、現時点ではございません。

次に、調査報告を受けての学校現場、教育委員会の対応につきましては、特に危機対応時への対応については、再度マニュアル等も確認をして学校体制を整えるということを確認しております。

また、7月21日に臨時教育委員会を開催し、今後の取組について協議をいたしました。その内容を受け、7月26日に臨時校長会を開催し、学校現場での対応について協議を行いました。学校においては、児童生徒へ相談窓口を広く知らせることや、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーからの能動的な働きかけを行うこと、児童生徒のSOS発信能力を高めるとともに、教職員や子どもに関わる全ての大人が児童生徒のSOSを受診する能力を高めるためのSOSの出し方教育を各校で実施していくことに取り組んでおります。

9月9日

教育委員会といたしましては、各校や関係機関との連携をさらに密にし、児童生徒の状況を早期に把握し、組織的に対応する体制をさらに強めていくこと、学びの21世紀塾など、学校にとどまらない地域社会と連携した学びの場の充実に努めることなど、今後ともしっかりと取り組み、再発防止に向けた最大限の努力をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（北崎安行君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） ありがとうございます。教育委員会も学校も生徒さんが亡くなられて、一生懸命取り組まれているんだと思います。その気持ちは大変よく分かります。しかしながら、調査報告を受けて保護者も十分納得をまだされていない点も報道されていますから、十分その調査報告でいまだに納得されていないということでもあります。

最初の事案がこういう、私も知ってから、対応が本当に、大変失礼な言い方ですが、委員会や学校現場としての対応も十分であったかというのも大変疑わしい、答弁からも大変疑わしい気持ちも抱いているところであります。

そういうことで、今現在、調査中ですので、それ以上は言及をいたしません、教育長、せっかくの機会ですから、この調査報告を受けての感想を述べてください。

○議長（北崎安行君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） まず1つは、第三者調査委員会への諮問をいたしまして、そして、それぞれ専門分野の皆様方の調査に基づいての結果報告が出されました。私どもは、これに基づいて、先ほども申し上げましたけれども、しっかりと真摯に受け止めて、そしてその内容を具体的に学校現場の中に生かしていきたいと。そして、二度とこういうことが起きてはいけなと、そういう気持ちの下で、この取組を進めていきたいと、そう思っているところであります。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 5番、井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） ありがとうございます。見解というのも難しいだろうと思いますが、大変痛ましい事案でございますので、調査委員会としての結果は報告をされましたが、しっかりと真相究明ができることを述べまして、以上で質問を終わります。

○議長（北崎安行君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日から9月16日まで休会し、各委員会において付託された案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、9月17日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。なお、討論の通告は、9月15日午後5時までに提出願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 北 崎 安 行

豊後高田市議会議員 於 久 弘 治

豊後高田市議会議員 大 石 忠 昭